

第6 法人の参考情報

独立行政法人国立大学財務・経営センターの中期目標

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立大学財務・経営センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

(前文)

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の教育研究の発展のためには、その基盤となる教育研究環境の整備充実が不可欠であり、そのための財源の多様化と安定的な財源確保を図ることが重要である。

また、国立大学法人等の財務及び経営の改善のためには、国立大学法人等にふさわしい経営システム・手法の開発、個別法人に対する助言相談活動等も重要不可欠なものである。

このため、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の貸付け及び交付、国立大学法人等の財務経営に関する調査、研究、研修、助言等の事業を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため、センターの中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

センターが実施する業務は、国立大学法人等の教育研究の振興に資することを目的としており、長期的視点に立って推進すべきものであることから、中期目標期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの5年間とする。

II 業務運営の効率化に関する事項

- 1 業務の精査等により、効率的かつ円滑な業務運営を図るとともに、経費の効率的執行を推進する。
- 2 運営費交付金を充当して行う業務について既存事業の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。また、受益者負担の範囲内で行われる大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。

業務の効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。

1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

世界に通用する国立大学法人等として発展を図る上で、その基盤である施設等の教育研究環境の充実は極めて重要であり、また、これらと教育研究は有機的連携を持って初めて大学等として持つ本来の機能が発揮できる。

今後とも、国立大学法人等が保有する多様な財産を有効活用することができるよう、財産管理等に関する協力・助言を行う。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、老朽化・狭隘化の解消や教育研究の進展への対応が求められており、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、センターにおいて、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。

- ① 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。

それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達に努めることとする。

なお、貸付事業に係る債権について確実に回収を行う。

- ② 施設費交付事業については、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

3 寄附金の受入れ及び配分

国立大学法人等の奨学を目的とする寄附金で、特定の国立大学法人等に係るものの以外の寄附金の受入れを行い、寄附目的に則して国立大学法人等に適切に配分を行う。

4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、高等教育に係る財政について調査研究を行うとともに、国立大学法人等のマネージメント・システムとその運用に関する調査研究、国立大学法人等の財務・経営に関する資料の収集分析を実施する。

また、研究の実施により生じた成果については、国立大学法人等へ広く普及を図る。

5 財務・経営に関する研修及び情報提供等

国立大学法人等は、法人化を契機に、財務システムの弾力化が図られ、自主性・自律性の下、自らの経営責任が問われるとともに、財務・経営などに関する透明性の確保、社会への積極的な情報提供など国民に対する説明責任が生じることから、財務・経営の改善に資するための支援事業を次のとおり実施する。

なお、支援事業の実施に際しては、国立大学法人等が求めるニーズを的確に把握し、企画を行う。

- ① 社団法人国立大学協会との連携の下に、法人の役職員等のマネージメント能力と専門性の涵養、向上に努めるため、役職員等を対象としたセミナー・研修を積極的に行う。

なお、本セミナー・研修は、平成19年度以降は実施しない。

- ② 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、刊行物、説明会・シンポジウム、講演会などを通してマネージメントに関する情報提供を積極的に行う。
- ③ 国立大学法人等に対する財務・経営に関し協力・助言を行う。
- ④ 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の学外での展開に資するため、センターが管理する大学共同利用施設の有効利用に努める。
- ⑤ 国立大学法人が行う財務・経営の改善並びに国及びセンターが行う国立大学法人支援業務に必要な財務データの収集・分析のためのデータベース（国立大学法人財務・経営情報提供システム）を、国立大学法人の協力を得て構築する。

6 国から承継される財産等の処理

- ① 国から承継される旧国立学校設置法第九条の五第一号に規定する特定学校財産の

処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。

- ② 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

IV 財務内容の改善に関する事項

- 1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。
- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。

V その他業務運営に関する重要事項

国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。

独立行政法人国立大学財務・経営センターの中期計画

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。
- 2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。
- 3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。
- 4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

① 財産管理に関する協力・助言

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。

さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を年2回程度開催する等により、協力・助言を行う。

② 財産処分に関する協力・助言

ア) 国立大学法人等の処分可能財産の管理、処分について、求めに応じ民間の専門家等からなる処分促進方策調査協力者会議を開催し、その結果を踏まえ専門的技術的助言を行う。

イ) 承継された旧特定学校財産の処分を通して蓄積したノウハウを活用し、国立大学法人等からの委託を受けて財産処分関連業務を行う。

なお、本処分促進方策調査協力者会議による専門的技術的助言及び財産処分関連業務の受託は、平成19年度以降は実施しない。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- ② 貸付けに当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。
- ③ 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。

その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

- ④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

3 寄附金の受入れ及び配分

下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。

- ① 寄附金受入れを促進するため、ホームページや出版物への掲載等により、産業界、個人篤志家をはじめ社会に積極的に広報し、普及させる。
- ② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。

4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。

- ① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考にする。

特に、国際的な高等教育財政・財務に関する改革の動向を踏まえつつ、法人化前後における各国立大学内部の資金配分方法の変動していく過程について、平成18年度までに理論的・実証的に解明し、研究成果については、広く関係者の参考にする。

- ② 高等教育財政に関連する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考にする。
- ③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析を通じて、国立大学法人の財務・経営に関する比較分析を以下の計画により行い、関係者の参考にする。

平成16年度 予備的検討

平成17年度から平成19年度 資料収集及び分析

平成20年度 報告書に取りまとめ、関係者の参考にする。

- ④ OECDのIMHE（高等教育機関マネージメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。
- ⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考にするため、高等教育財政・財務研究会を年5回程度、シンポジウムを年1回、講演会を年2回程度開催し、また、研究紀要を年1回、研究報告などを随時刊行する。

5 セミナー・研修事業の開催・実施

各国立大学法人等が法人化の趣旨に沿って、その機能を有効に発揮できるよう、管理者層・幹部層の経営面に関する能力の向上が急務である。このため、社団法人国立大学協会と密接に連携しつつ、受講対象者を企画段階から参画させた企画委員会を作り、意向を十分踏まえた上で、以下のセミナー・研修事業を計画的に開催、実施し、国立大学法人の役員、幹部教職員等の経営面に関する能力と専門性の涵養、向上に寄与する。

セミナー・研修事業の実施に際しては、毎年度平均で参加者の8割程度が満足するよう努め、アンケートの結果は毎年度の事業の企画に反映させ、参加者のニーズに対応した内容の充実を図る。

なお、本セミナー・研修事業は、平成19年度以降は実施しない。

- ① 大学トップマネージメントセミナー

国立大学法人等の役員等が、国立大学法人等のマネージメントについて、的確な情報と専門的助言を得ることを目的に、毎年1回程度実施する。

- ② 大学財務・経営セミナー

国立大学法人等の事務局長等幹部職員が、国立大学法人等の財務・経営につい

ての的確な情報と専門的助言を得つつ、国立大学法人等の経営能力を涵養することを目的に、毎年1回程度実施する。

③ 大学職員スキルアップ研修

国立大学法人等の課長、係長等に対し、財務管理に関する専門的知識・技術の向上を図ることを目的に、計画的、段階的に毎年1回程度実施する。

6 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

① 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。

② 国立大学法人等に対し、マネージメントの参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックを平成16年度の早期に作成、配付し、随時その内容の更新・充実を図る。

③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを毎年1回程度開催する。

7 財務・経営の改善に関する協力・助言

① 国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。

② 国立大学法人等において不用となった教育研究用機器の有効活用を促進するための情報提供システム「教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システム」の管理運営を行う。

また、システムの活用が図られるよう、利用促進のPRに努め、成功事例の紹介等を積極的に行う。

なお、本教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システムの管理運営は、平成19年度以降は実施しない。

8 大学共同利用施設の管理運営

大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。

それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、全体として7割程度の稼働率の達成を目指し、有効利用が図られるようにする。

また、利用者のうち、毎年度7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。

① 学術総合センター共用会議室の管理運営

学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。

施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。

ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布

イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実

ウ) 施設利用に伴う会場設営等のサービスを、求めに応じて提供する。

エ) 業務の外部委託の促進

② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営

社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行うリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。

また、施設利用の促進等を図るため、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るため、その業務については積極的に外部委託を行う。

9 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築

① 国立大学法人財務・経営情報提供システムを平成18年度までに構築し、平成19年度から供用を開始する。

② 当該システムの構築に当たっては、委員会を開催する等国立大学法人関係者との連携・協力を図りつつ行う。

10 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。

なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。

① 大阪大学医学部等跡地及び広島大学本部地区跡地

地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。

② 東京大学生産技術研究所跡地

文化庁に対し国立新美術館建設用地として貸付を継続しつつ、早期売却の実現を図る。

11 承継債務償還

国から承継する旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基

づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債)の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 期間全体に係る予算 別紙1のとおり

2 期間全体に係る収支計画 別紙2のとおり

3 期間全体に係る資金計画 別紙3のとおり

4 自己収入の確保

① 大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。

② 国立大学法人等からの委託事業について適正な委託料の徴収を行うとともに、受託事業の増加に努める。

5 人件費の削減

平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度(254百万円)に比べて5.0%以上(平成20年度までには概ね3%以上)削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

Ⅳ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額
101億円とする。

2 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)等が生じた場合に対応するため。

Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画
予定なし。

VI 剰余金の使途

- 1 研修事業の充実（平成19年度以降は対象としない。）
- 2 調査研究の充実
- 3 情報提供の充実

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

（1）方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

（2）人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

（参考1）

- ① 期初の常勤職員数 26人
- ② 期末の常勤職員数見込み 26人

このほか、貸付事業に必要となる財源として、公募等による資金を調達する場合には、その業務を適切に実施する必要があることから、人的充実を図る。

（参考2）

中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 1, 220百万円

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

2 中期目標の期間を超える債務負担

長期借入金

(単位：百万円)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20
長期借入金 償 還 金	77,129	75,931	78,403	78,693	75,653

区 分	中期目標 期間小計	次期以降 償 還 額	総 債 務 償 還 額
長期借入金 償 還 金	385,810	680,726	1,066,537

平成16年度～平成20年度 予 算

(一般勘定)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	2, 7 1 0
産学協力事業収入	1, 9 5 8
雑収入	1 0
計	4, 6 7 8
支 出	
業務経費	3, 5 0 8
センター事業費(退職手当を除く)	1, 5 5 0
うち 人件費(退職手当を除く)	8 5 4
物件費	6 9 6
退職手当	0
産学協力事業費	1, 9 5 8
一般管理費	1, 1 7 0
一般管理費(退職手当を除く)	1, 1 4 6
うち 人件費(退職手当を除く)	5 1 4
物件費	6 3 2
退職手当	2 4
計	4, 6 7 8

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

収 入	
長期借入金等	3 0 9, 0 0 0
財産処分収入納付金等	9, 3 9 5
承継債務負担金等収入	5 2 5, 7 6 5
不動産処分収入	3, 8 0 9
不動産貸付料収入	3, 0 2 4
計	8 5 0, 9 9 3
支 出	
施設費貸付事業費	3 0 9, 0 0 0
施設費交付事業費	1 2, 4 1 9
承継債務等償還金	5 2 9, 5 7 4
計	8 5 0, 9 9 3

(総括表)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	2, 7 1 0
産学協力事業収入	1, 9 5 8
雑収入	1 0
(施設整備勘定)	
長期借入金等	3 0 9, 0 0 0
財産処分収入納付金等	9, 3 9 5
承継債務負担金等収入	5 2 5, 7 6 5
不動産処分収入	3, 8 0 9
不動産貸付料収入	3, 0 2 4
計	8 5 5, 6 7 1
支 出	
業務経費	3, 5 0 8
センター事業費(退職手当を除く)	1, 5 5 0
うち 人件費(退職手当を除く)	8 5 4
物件費	6 9 6
退職手当	0
産学協力事業費	1, 9 5 8
一般管理費	1, 1 7 0
一般管理費(退職手当を除く)	1, 1 4 6
うち 人件費(退職手当を除く)	5 1 4
物件費	6 3 2
退職手当	2 4
(施設整備勘定)	
施設費貸付事業費	3 0 9, 0 0 0
施設費交付事業費	1 2, 4 1 9
承継債務等償還金	5 2 9, 5 7 4
計	8 5 5, 6 7 1

[人件費の見積もり]

期間総額 1, 2 2 0 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = [(C(y) - Tc(y)) \times \alpha 1(\text{係数}) + Tc(y)] + [(R(y) + Pr(y)) \times \alpha 2(\text{係数}) + Tr(y)] + \varepsilon(y) - B(y)$$

$$R(y) = R(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数})$$

$$C(y) = Pc(y-1) \times \sigma(\text{係数}) + E(y-1) \times \beta(\text{係数}) + Tc(y)$$

$$P(y) = Pr(y) + Pc(y) + Tr(y) + Tc(y)$$

$$= [(Pr(y-1) \times \gamma(\text{係数}) + Pc(y-1)) \times \sigma(\text{係数}) + Tr(y) + Tc(y)]$$

各経費及び各係数値については、以下のとおり。

B(y)：当該事業年度における自己収入の見積り。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体の数値を決定。

C(y)：当該事業年度における一般管理費。

E(y)：当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

P(y)：当該事業年度における人件費（退職手当を含む）。

Pr(y)：当該事業年度における事業経費中の人件費（退職手当を除く）。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Pc(y)：当該事業年度における一般管理費中の人件費（退職手当を除く）。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

R(y)：当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

Tr(y)：当該事業年度における事業経費中の退職手当。

Tc(y)：当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

$\varepsilon(y)$ ：当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\alpha 1$ ：一般管理効率化係数。△3%とする。

$\alpha 2$ ：事業効率化係数。△1%とする。

β ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%。

γ ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%。

σ ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%。

平成16年度～平成20年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	4, 998
センター事業費	1, 550
産学協力事業費	1, 958
一般管理費	1, 170
減価償却費	320
収益の部	4, 998
運営費交付金	2, 710
産学協力事業収益	1, 958
雑益	10
資産見返運営費交付金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	320
純利益	0
総利益	0

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	150, 616
施設費交付事業費	12, 419
支払利息	138, 197
収益の部	150, 616
不動産貸付料収益	3, 024
承継資産見返負債戻入	9, 454
受取利息	138, 138
純利益	0
総利益	0

(総括表)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	155,614
センター事業費	1,550
産学協力事業費	1,958
一般管理費	1,170
減価償却費	320
(施設整備勘定)	
施設費交付事業費	12,419
支払利息	138,197
収益の部	155,614
運営費交付金	2,710
産学協力事業収益	1,958
雑益	10
資産見返運営費交付金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	320
(施設整備勘定)	
不動産貸付料収益	3,024
承継資産見返負債戻入	9,454
受取利息	138,138
純利益	0
総利益	0

平成16年度～平成20年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

資金支出	4, 6 7 9
業務活動による支出	4, 6 7 8
次期中期目標期間への繰越金	1
資金収入	4, 6 7 9
業務活動による収入	4, 6 7 8
運営費交付金による収入	2, 7 1 0
産学協力事業による収入	1, 9 5 8
その他の収入	1 0
前期中期目標期間よりの繰越金	1

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

資金支出	8 5 0, 9 9 3
業務活動による支出	3 2 1, 4 1 9
財務活動による支出	5 2 9, 5 7 4
資金収入	8 5 0, 9 9 3
業務活動による収入	5 4 1, 9 9 3
財産処分収入納付金等による収入	9, 3 9 5
不動産処分による収入	3, 8 0 9
不動産貸付による収入	3, 0 2 4
承継債務負担金等による収入	5 2 5, 7 6 5
財務活動による収入	
長期借入金等による収入	3 0 9, 0 0 0

(総括表)

(単位：百万円)

資金支出	855,672
業務活動による支出	326,097
財務活動による支出	529,574
次期中期目標期間への繰越金	1
資金収入	855,672
業務活動による収入	546,671
運営費交付金による収入	2,710
産学協力事業による収入	1,958
財産処分収入納付金等による収入	9,395
不動産処分による収入	3,809
不動産貸付による収入	3,024
その他の収入	10
承継債務負担金等による収入	525,765
財務活動による収入	
長期借入金等による収入	309,000
前期中期目標期間よりの繰越金	1

独立行政法人国立大学財務・経営センターの年度計画（平成19年度）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）の中期計画に基づき、平成十九年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を次のとおり定める。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。
- 2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。
- 3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。
- 4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。

さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を2回程度開催する等により、協力・助言を行う。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- ② 貸付けに当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。

- ③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

3 寄附金の受入れ及び配分

下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。

- ① 寄附金受入れを促進するため、ホームページ等により、社会に積極的に広報し、普及させる。
- ② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。

4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。

- ① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考にする。
特に、平成18年度までの各国立大学の資金配分方法に関する調査研究結果と、国際的な高等教育財政・財務に関する改革の動向を踏まえつつ、法人化後における各国立大学の資金調達等の状況について、調査及び研究を行う。今年度は主として関連文献・資料・データの収集を実施する。
- ② 高等教育財政に関連する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考にする。本年度は、ヨーロッパを中心に諸外国の大学財政について調査を行い、大学の予算獲得及びその配分について日本との比較研究を進める。
- ③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料を収集し、平成18年度の国立大学法人の財務・経営に関する現状分析及び過去3年間の時系列比較分析を行う。
- ④ OECDのIMHE（高等教育機関マネージメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。

- ⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行する。

5 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

- ① 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。
- ② 国立大学法人等に対し、マネージメントの参考資料として作成・配布した、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、随時その内容の更新・充実を図る。
- ③ 国立大学法人の決算に基づいた財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を国立大学法人に提供する。
- ④ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを1回程度開催する。

6 財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。

7 大学共同利用施設の管理運営

大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。

それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、有効利用が図られるようにする。また、利用者のうち、7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。

① 学術総合センター共用会議室の管理運営

学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。

施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。

ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布

イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実

ウ) 施設利用に伴う会場設営等のサービスを、求めに応じて提供する。

エ) 業務の外部委託の促進

② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営

社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行

うリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。

また、施設利用の促進等を図るため、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るため、その業務については積極的に外部委託を行う。

8 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築

国立大学法人財務・経営情報提供システムの供用を開始する。

9 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。

① 広島大学本部地区跡地

地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。

② 東京大学生産技術研究所跡地

独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸付を継続しつつ、早期売却の実現を図る。

10 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）768億円の償還及び当該債務に係る224億円の利子の支払いを確実に行う。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 平成19年度に係る予算 別紙1のとおり

2 平成19年度に係る収支計画 別紙2のとおり

3 平成19年度に係る資金計画 別紙3のとおり

4 自己収入の確保

大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。

5 人件費の削減

平成19年度の常勤役職員に係る人件費については、中期計画を達成するため、平成18年度に比べて1%以上を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

101億円とする。

2 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画

予定なし。

VI 剰余金の使途

1 調査研究の充実

2 情報提供の充実

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

（1）方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を

図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

- ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

(参考1)

平成19年度の常勤職員数 26人

(参考2)

平成19年度の人件費総額見込み 275百万円

(別紙1)

平成19年度 予 算

(一般勘定)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	5 2 2
産学協力事業収入	2 7 1
雑収入	2
計	7 9 5
支 出	
業務経費	5 7 0
センター事業費(退職手当を除く)	2 9 9
うち 人件費(退職手当を除く)	1 7 5
物件費	1 2 4
退職手当	0
産学協力事業費	2 7 1
一般管理費	2 2 5
一般管理費(退職手当を除く)	2 2 3
うち 人件費(退職手当を除く)	1 0 1
物件費	1 2 2
退職手当	2
計	7 9 5

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

収 入	
長期借入金等	7 0, 6 0 0
承継債務負担金等収入	1 0 7, 5 9 8
財産処分収入	6, 3 0 0
財産貸付料収入	6 1 5
財産処分収入納付金等	4 9
資金からの繰入額	1, 7 5 5
計	1 8 6, 9 1 7
支 出	
施設費貸付事業費	7 1, 1 5 5
施設費交付事業費	8, 6 0 0
承継債務等償還金	1 0 6, 5 5 1
その他の業務費	3 3 3
翌年度貸付事業財源額	2 7 8
計	1 8 6, 9 1 7

(総括表)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	5 2 2
産学協力事業収入	2 7 1
雑収入	2
(施設整備勘定)	
長期借入金等	7 0, 6 0 0
承継債務負担金等収入	1 0 7, 5 9 8
財産処分収入	6, 3 0 0
財産貸付料収入	6 1 5
財産処分収入納付金等	4 9
資金からの繰入額	1, 7 5 5
計	1 8 7, 7 1 2
支 出	
業務経費	5 7 0
センター事業費(退職手当を除く)	2 9 9
うち 人件費(退職手当を除く)	1 7 5
物件費	1 2 4
退職手当	0
産学協力事業費	2 7 1
一般管理費	2 2 5
一般管理費(退職手当を除く)	2 2 3
うち 人件費(退職手当を除く)	1 0 1
物件費	1 2 2
退職手当	2
(施設整備勘定)	
施設費貸付事業費	7 1, 1 5 5
施設費交付事業費	8, 6 0 0
承継債務等償還金	1 0 6, 5 5 1
その他の業務費	3 3 3
翌年度貸付事業財源額	2 7 8
計	1 8 7, 7 1 2

平成19年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
経常費用	879
センター事業費	299
産学協力事業費	255
一般管理費	225
減価償却費	100
収益の部	879
運営費交付金	522
産学協力事業収益	271
雑益	2
資産見返運営費交付金戻入	12
資産見返物品受贈額戻入	72
純利益	0
総利益	0

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
経常費用	34,617
施設費交付事業費	8,600
支払利息	25,849
その他の業務費	168
収益の部	26,562
財産貸付料収益	615
財産処分収入納付金等収益	49
受取利息	25,898
純損失	8,055
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	8,055
総利益	0

(総括表)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	35,496
センター事業費	299
産学協力事業費	255
一般管理費	225
減価償却費	100
(施設整備勘定)	
施設費交付事業費	8,600
支払利息	25,849
その他の業務費	168
収益の部	27,441
運営費交付金	522
産学協力事業収益	271
雑益	2
資産見返運営費交付金戻入	12
資産見返物品受贈額戻入	72
(施設整備勘定)	
財産貸付料収益	615
財産処分収入納付金等収益	49
受取利息	25,898
純損失	8,055
国立大学財務・経営センター法	
第15条積立金取崩額	8,055
総利益	0

平成19年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

資金支出	796
業務活動による支出	795
次年度への繰越金	1
資金収入	796
業務活動による収入	795
運営費交付金による収入	522
産学協力事業による収入	271
その他の収入	2
前年度よりの繰越金	1

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

資金支出	186,639
業務活動による支出	105,772
財務活動による支出	80,867
資金収入	185,162
業務活動による収入	114,562
承継債務負担金等の回収による収入	107,598
財産の売払による収入	6,300
財産の貸付による収入	615
財産処分収入納付金による収入	49
財務活動による収入	70,600

(総括表)

(単位：百万円)

資金支出	187,435
業務活動による支出	106,567
財務活動による支出	80,867
次年度への繰越金	1
資金収入	185,958
業務活動による収入	115,357
運営費交付金による収入	522
産学協力事業による収入	271
その他の収入	2
承継債務負担金等の回収による収入	107,598
財産の売払による収入	6,300
財産の貸付による収入	615
財産処分収入納付金等による収入	49
財務活動による収入	70,600
前年度よりの繰越金	1

主な関係法令ホームページアドレス

1. 独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）

<http://www.kantei.go.jp/jp/cyuo-syochu/990427honbu/houjin1-h.html> に掲載されておりますので、ご参照ください。

2. 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年七月十六日法律第百十五号）

<http://www.zam.go.jp/g00/g0000100.htm> に掲載されておりますので、ご参照ください。

3. 国立大学法人法（平成十五年七月十六日法律第百十二号）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/03042401/03091701/002.pdf に掲載されておりますので、ご参照ください。

